昭和48年
11月1日号
第93号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　三和印刷

つなぎ
町報

十一月のこよみ
一日　灯台記念日
七日　立冬
十日　満月
十五日　七五三
二十二日　小雪
二十三日　勤労感謝の日
二十六日　火災予防運動

町報発行にあたって

町長　六車孝吉

町報「つなぎ」は、町の主な行事や、新しい計画或は色々なニュースを、広く町民の皆様方に知っていただくために、現在迄月二回発行されていましたが、何分ガリ版ずりで、読みにくい上に内容も簡単すぎて、広報としての役目も充分果せない憾みがありましたので、今回装いを新たにして発行することにしました。

経費の都合で、月一回しか発行できませんが、今後充分研究しまして内容の充実を計り度いと思います。二回発行を一回に致しますので、農協の有線放送を利用しまして、町報と、放送の二本だてで、広報活動を致します。町民各位の御希望、御意見などもどしどしお聞かせ頂きたいと思います。

町の発展のために

津奈木町の発展を計るため、次のことがらについて全力を尽したいと思います。

まず第一に、住民本位の明るい町づくりをしたいと思います。

私は今回の選挙で、多数の町民の支持を得て町長の座につきましたが、町の政治をやる上には支持してくれた方々、或は反対の立場の方々であっても、広く町民の皆様方のご意見をきき、よい事であれば、それがどなたの意見であっても、町政の中にとり上げて行くつもりです。又役場の機構につきましても、能率的に住民の皆様がたが安心して仕事をたのまれるようにに改めました。

次に歴代の町長がとり上げてこられた、干拓地の高度利用については、公害の少ない男子雇傭形の工場を誘致するように全勢力を上げてとりくみます。これは近い内に是非実現をみたいと思います。

県島周辺には、町民グランド等を作り、一帯を運動公園として残したい。と思います。

第三は、農林畜産水産業の振興でございます。町民多数は農漁家が占めており、農漁民の生活向上が町の発展につながるもとになります。みかんは新興産地として今後品種の問題、経営の問題など充分研究の必要があります。これには果樹指導所を町に払下げ、町独自の研究指導機関として、みかん農家の指導育成に当らせる予定です。

畜産については、肥育牛、養豚、ブロイラ等々頭飼育により、近年飛躍的に伸びてきました。これは公害問題とも関連がありますので併せて適切なる指導を行ないたいと思います。

水産は今後養殖漁業を積極的に推進し、漁家の生活安定を計りたいと思います。

第四に福祉行政の推進と教育の振興について述べます。福祉については、国・県共それ力を入れておりますが、町としても零才児、重度心身障害児の医療費の補助、老人に対する優遇等、今後予算の許す範囲で取り組みたいと思います。教育については、今後内容の充実を計りたいと思います。給食センターが完成しましたので小・中学校の完全給食ができるようになりました。児童生徒の体位向上にはできるだけの援助を致します。又公約しました幼稚園の設置はできれば四十九年度に開園できるように計画を進めております。

五番目に公害対策でございますが現在水俣病認定患者六十九名、認定申請中の方が四百名もおられるので、町でできるだけ御手伝をしたいと思います。

尚、今後畜産、騒音、農薬等の公害防止については各機関とも共分連繋をとりまして防止に努力する覚悟です。

近い内に公害防止条例を制定するよう準備中でございます。

以上申し述べました事柄は、どれをとりましても、町発展につながる重要な問題ですので、全力を上げて事に当りたいと思います。

皆様がたの御協力をお願い致します。（町長施政方針演説より）

明るい町づくり

私はこう考えている

「本町の福祉の向上を如何にすべきか」という事で児童生徒から作文募集を行い審査の結果次の八名の方が入選され、去る九月二十二日町内有志約百名の出席のもとに「明るい町づくり」座談会を開催致しました。そこで入選児童の作文を発表し、遂次町報で発表する事に致しましたので「明るい町づくり」のため協力方お願い致します。

平国小五年　松本理美子
赤崎小五年　岩崎ひさみ
〃　六年　佐々木和美
津奈木小六年　森下理枝子
津南中一年　山崎奈保美
〃　二年　柳迫佐美子
〃　三年　諫山かず子
〃　三年　吉野めい子

わたしのお母さん

五年　松本理美子

わたしのお母さんは、びっくりするほどきびしい所があったり、やさしくよくせわをしてくれるお母さんです。

おとうさんが、つとめておられるので、大急ぎで、食事のあとかたずけをしたり、そうじと、洗濯をすましてから、みかんの世話をしたり、畑仕事をしたり、いねの消毒をしたりして、毎日を過しているおかあさんです。

この前、六月ごろに、お母さんが、「二十八年ぶりの同級会よ。」と、言いながら湯の児の水天荘に出かけられた。帰って来てからはにこにこ笑いながら、昔の女学校の友だちのことを話しをしてくれたり、先生のことや、晩時中の食べ物の少なかった時の様子や、おそろしかった時のことを話してくれました。そんなときは、おかあさんはやさしいし、昔のことがわかって、歴史にも役立つようになって、おかあさんや、昔のことを知っている人は、歴史の先生のように思えます。

そして、わたしたちがときどきけんかをするとへ、いつも注意をしていることをくりかえしていう。「正直に明るい子どもになれ。」といったり「みんななめいわくをかけないで、だれにでもすかれる子どもにならんばれ。」と、いわれる。それから、「おかあさんのいう事正しかれば、ねってよかよ。自分のいうことが、正しいと思えばねんなよ。」と、夜などがよくそういわれる。そんな時わたしもすこし反省してかならずあやまっています。こんな事はわたしたちが、よく人間になるために、悪いことは注意したり、よい事はめたりして、人間として正しい事を大きくなっても進んでできるようになるためにしている事だあとおもった。それでもわたしたちのために、毎日みかんの消毒や、みかんの草取りや、そうじや、せんたくごろでは、わたしたち兄の給食がないので、おとうさんを入れて、四人分のべんとうをつくれる。毎朝夜にちからがあると朝早く起きて、そうじをしているお母さんは、わたしたちの勉強道具や、いる物などなの上や目だちやすい所や、机の上などに乗せておいてくれるときがある。とてもうれしいがすぐにわれても今をやすすいっちゃうことがある。区やくなどもわたしたちのために、「お金がしでも出さずに、わたしたちの物や必用な物を買えた方がいちばんうれしい。」と、いわれた。そんなときに、わたしたちは、おかあさんたちと同じようにとてもうれしい。おかあさんはすこしきびしくておこりっぽいけれど病気にならなくて、健康でわたしたちを、わるい時は、おどったりする元気があって、九十才でも百才までも長生きをして、むかしのことを教えてくれる先生のような人であってもらいたい。

税務署だより

所得税第二期分の減額申請ができます

十一月は、申告所得税の予定納税第二期分を納めていただく月です。予定納税のあるかたはすでにことしの六月中旬に予定納税額通知書をさし上げておりますので、十一月三十日までに納付して下さい。

なお今年十月三十一日の現況で、事業をやめたりして所得が減ったというような場合、あるいは、災害などにあって所得が減ったというように四十八年分の所得が四十七年分の所得よりも明らかに少くなると見込まれるときは、第二期分の予定納税額の減額を税務署長に申請することができます。

減額申請書の提出期限は、十一月十五日です。

税務相談室の御利用を

国の税金についての納税者のかたの疑問や質問にお答えするために、税務署では毎月（五日・十五日・二十五日）を「税の相談日」と決めてありますので、遠慮なくご利用下さい。

国民年金が大巾に改善されました

明治三十九年四月二日～明治四十四年四月一日までの生れの方へ五年年金に加入のおすすめ

今回の国民年金法の改正で、老令年金をはじめとして年金額の大巾な引き上げや、新しく年金の物スライド制のとり入れなど、そのほかにも色々な改善が行なわれました。その改善の一つとして、これまで昭和三十六年国民年金が発足したときの十年年金にも加入していなかった方々に、できるだけ保険料を納めて年金を受ける制度の老令年金を受けていただくために、再び五年年金に加入の途を開くことになりました。今回の五年年金は、前回の五年年金と同様に五年間かけ金をかけて、一ケ月八千円の年金が受けられることになっていますが、早く年金が受けられるように、特別に昭和四十五年六月にさかのぼってかけ金がかけられるしくみになっております。

申出の期限は四十九年三月三十一日までです。該当者の方には年金係から申出書を送りますので、加入を希望するときは、申出書に記入して、年金係に提出して下さい。

昭和46年度一般会計決算

次に、前年度（昭和46年度）の一般会計決算状況を、お知らせしましょう。

(1) 先ず歳入決算総額 376,007千円、歳出決算総額 350,649千円で歳入歳出差引額25,358千円となり、前年度の実質収支額が13,967千円でありましたので昭和46年度の単年度収支額は、11,391千円となりました。

これを予算上款別に決算いたしますと、歳入では、図1のようになります。

植付のすんだ春木みかん団地の一部

完成した内越養蚕団地

(2) 歳出の方は、決算総額3億5千6拾4万円の内農林水産業費が29.8%で最も大きく、次いで総務費・土木費の順になっています。

歳入決算項目別構成比……（1図）

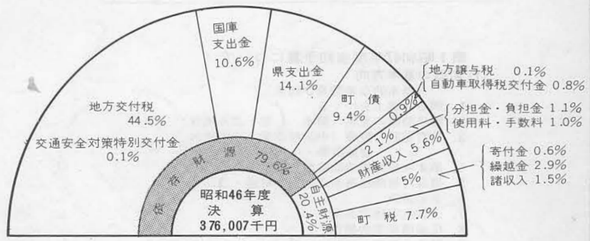

歳入　（単位　千円）

区分	金額	区分	金額
町税	29,059	県支出金	52,913
地方譲与税	613	財産収入	21,268
自動車取得税交付金	2,967	寄付金	2,387
地方交付税	167,204	繰越金	10,967
交通安全対策特別交付金	130	諸収入	5,547
分担金・負担金	4,176	町債	35,400
使用料・手数料	3,649		
国庫支出金	39,727	歳入合計	376,007

この図でおわかりのように、歳入総額 3億7千6百万円の内79.6%が依存財源であり、自主財源は、わずか、20.4%にすぎません。特に、地方交付税が全収入の44.5%を占めており、町税はわずか 7.7%になっています。

これを性質別にわけると、図3のようになり、投資的経費が全体の41%を占めており、内補助事業費が約半分の20.5%も占めています。又、人件費を含む義務的経費は、前年度の32.8%に対し、昭和46年度は30.8%とわずかに下廻っております。

以上が、今回公表いたします津奈木町財政事情のあらましであります。

歳出決算目的構成比……（2図）

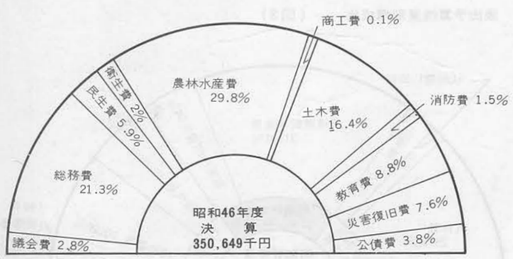

歳出決算性質別構成比……（3図）

歳出　（単位　千円）

区分		金額	区分	金額
議会費		9,400	土木費	57,616
総務費		74,538	消防費	5,445
民生費		20,769	教育費	30,783
衛生費		7,001	災害復旧費	26,736
農林水産費		104,343	公債費	13,505
商工費		513	歳出合計	350,649

歳出　（単位　千円）

区分		金額	区分	金額
消費的経費	人件費	92,756	計	143,843
	物件費	37,018	公債費	13,505
	維持補修費	4,388	積立金	22,042
	扶助費	1,663	投資及び出資金	511
	補助費等	33,056	繰出金	1,867
計		168,881		
投資的経費	普通建設事業費	117,107		
	災害復旧費	26,736	歳出合計	350,649

財政担当主査　斉藤栄二

津奈木町の財政事情　47年度

津奈木町告示第34号
財政事情の公表について
1、昭和47年度当初予算について
2、昭和46年度決算状況について
を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項並びに津奈木町「財政事情の公表」に関する条例（昭和39年条例第11号）に基づき津奈木町財政事情を下記のとおり公表する。

昭和47年10月1日
津奈木町長　鶴田宣尊

ま え が き

ここに公表します「財政事情」は、町民の皆さんに町財政の現況をお知らせすることによって、町財政の実態と町の主要施策について、ご理解をいただき、町政の発展について、ご協力を得るため、公表しているものであります。

今回は、昭和47年度当初予算の内容を中心に昭和46年度の決算状況等について、そのあらましを説明いたします。

第1 昭和47年度当初予算について

(1) 町政の基本方向

（基本的な姿勢及び施策）

1、明るい郷土をつくる
2、環境整備の充実（簡水・し尿・ごみ処理）
3、教育施設の整備（中学校改築・小学校体育館新築・小中学校給食合併）
4、第2次農業構造改善事業の推進
5、過疎対策関係事業の推進（町道・消防）
6、企業誘致
7、公営住宅建設事業
8、広域圏事業の推進
9、町道の整備

(2) ことしの当初予算と財源構造

①財政状況
予算の規模　一般会計

昭和47年度当初予算規模は総額4億3千2百4拾2万円で、前年度当初予算の62.69％となっており、新年度予算を性質別にみると下記のとおりです。

歳　入　（単位　千円）

区分	金額	区分	金額
町税	26,494	県支出金	67,576
地方譲与税	1,000	財産収入	10,398
自動車取得税交付金	2,500	寄付金	669
地方交付税	142,213	繰入金	10,003
交通安全対策交付金	130	繰越金	1,000
分担金・負担金	8,181	諸収入	2,361
使用料・手数料	3,564	町債	73,301
国庫支出金	83,030	歳入合計	432,420

次に歳出予算の構成比をながめてみると図2のとおりです。

歳出予算目的構成比……（図2）

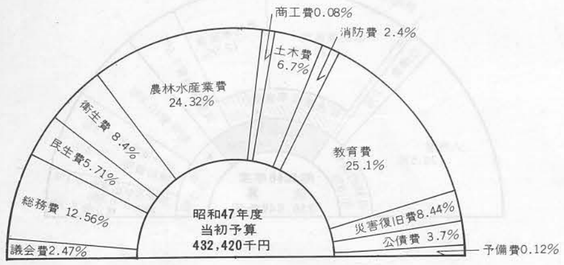

歳　出　（単位　千円）

区分	金額	区分	金額
議会費	10,688	消防費	10,147
総務費	54,299	教育費	108,526
民生費	24,676	災害復旧費	36,518
衛生費	36,336	公債費	16,136
農林水産業費	105,175	諸支出金	6
商工費	333	予備費	500
土木費	29,080	歳出合計	432,420

この図からわかりますように　教育費が1億8百5拾万円で全体の25％を占めており、次に、農林水産業費・総務費の順になりますが、土木費より災害復旧費の方が約7百4拾万円大きいのが目だちます。これを性質別に表わしますと、図3のようになります。

歳　入
昭和47年度の歳入予算を項目別にみますと、図1のとおりです。

歳入予算項目別構成比……（図1）

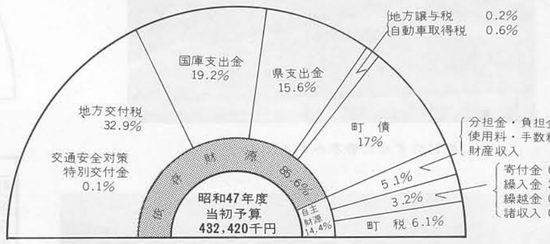

これからみますと町がみずから調達する町税・分担金・負担金・使用料・手数料・諸収入等の自主財源は、全収入のわずか14.4％で、あとは地方交付税・国県支出金・町債などのように国から交付される依存財源によっていることになります。

この外に、特別会計として国保・簡易水道・農業共済・農用地管理の各事業会計があります。

	47年度当初	46年度当初
一般会計	432,420千円	271,085千円
特別会計	108,585	84,996
純　計	538,966	354,424

歳出予算性質別構成比……（図3）

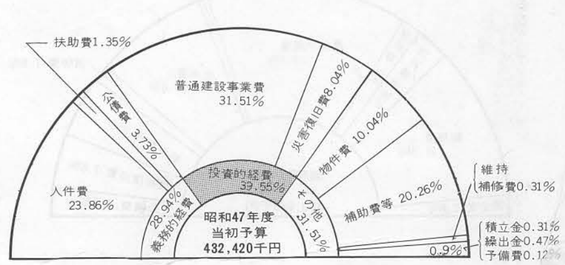

歳　出　（単位　千円）

区分		金額	区分		金額
消費的経費	人件費	103,189	計		170,999
	物件費	43,411	公債費		16,142
	維持補修費	1,332	積立金		1,335
	扶助費	5,840	出資金・貸付金		20
	補助費業	87,615	繰出金		2,037
	計	241,387	予備費		500
投資的経費	普通建設事業費	136,256			
	災害復旧費	34,743	歳出合計		432,420

この図によると校資的経費が全予算の39.55％を占め、人件費を含む義務的経費は28.94％となっています。
以上が昭和47年度当初予算の構成を示したものです。

津奈木町の財政事情

津奈木町告示第三八号
地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第一四三条の三第一項並びに津奈木町「財政事情の公表」に関する条例（昭和三十九年条例第一一号）に基づき津奈木町財政事情を下記のとおり公表する。
昭和四十八年十月一日
津奈木町長　六車孝吉

まえがき

町民の皆さんが最も関心のある町財政の現況を、ここにお知らせ致します。

今回より、毎月一回発刊される町報つなぎによって年に数回主要施策を掲載し、これを財政公表にかえたいと思います。

どうか皆様の御理解ある御協力を切に希望し、益々町政の発展に努力したいと思います。

今回は、昭和四十七年度の一般会計決算状況、町民の税負担現況等について、そのあらましを説明いたします。

歳入決算項目別構成比…（図1）

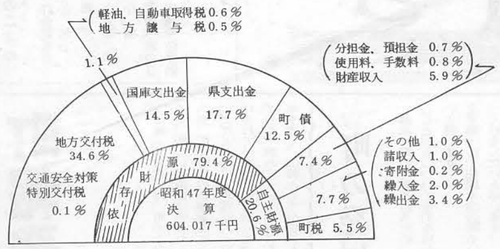

この図でおわかりのように、才入総額604，017千円の内　79.4％が依存財源であり、自主財源は、わずか20.6％に過ぎません。特に、地方交付税が全収入の34.6％を占めており、町税はわずか5.5％になっています。

町税の徴収実績表

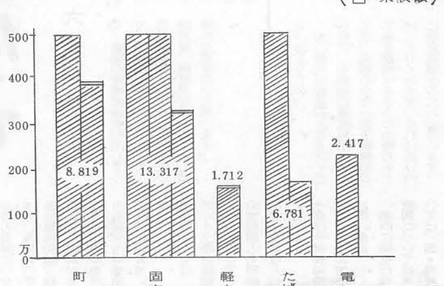

歳出決算性質別構成比…（図2）

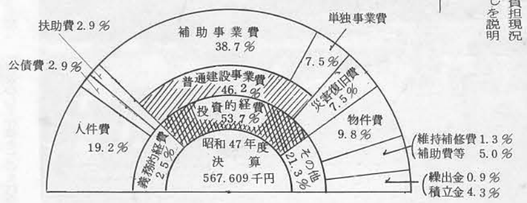

才出状況を性質別にわけると、投資的経費が全体の53.7％を占めており、内補助事業費が約7割の38.7％も占めています。又人件費を含む義務的経費は、前年度が30.8％であったに対し、昭和47年度は25％と下廻ったのは、投資的経費が昨年より12.7％も伸びたためであります。

これを税別にわけますと、町税総額33，426千円の内、固定資産税が全体の約40％で最も大きい税収で、次いで町民税、たばこ消費税の順になっています。

尚、徴収率は、この図のとおり、町民税が99.9％、固定資産税で同じく99.9％、軽自動車税は99.7％とわずかに下廻っておりますが、年々上昇しつつあります。これも一重に皆様方の御協力の賜と深く感謝致しております。

おしらせコーナー

戦没者等の妻に特別給付金が支給されます

昭和三十八年四月一日付で、前回二十万円受給した妻に、六十万円が、昭和四十八年四月一日現在公務扶助料等受給者に支給されます。

尚前回の二十万円未受給者にも六十万円が支給されますので、該当される方は、早目に役場厚生係に申し出下さい。

戦没者の遺族に特別弔慰金が支給されます

戦没者に対する弔慰金を受給し公務扶助料、遺族年金等受給者が昭和四十七年三月三十一日までに失権された場合、特別弔慰金（に号）が、兄弟姉妹等に支給されます。

該当していると思われるご遺族は、役場厚生係にお申し出て下さい。

戦没者の父母・祖父母に特別給付金が支給されます

（請求期限（に号）49・9・30）

戦没者の死亡当時、戦没者と氏を異にしている子、または孫がある父母、祖父母に特別給付金が支給されます。

該当者は、早目に役場厚生係にお申し出下さい。

但し、昭和四十二年四月一日から昭和四十八年三月三十一日の間自然血族の子、孫も出生しないことが条件となっています。

戦没者及び生存者の叙位叙勲が受けられます

今次戦争（昭和十六年十二月八日以後）で、戦没された方ならびに生存者の定期叙位と叙勲が行なわれています。これに該当していると思われるご遺族で、まだ勲記や勲章などを受けてないかたは、役場厚生係にお申し出て下さい。

行政相談員の仕事

行政相談委員は、行政管理長官から法律で定められた業務を委嘱された人です。

もし、役場に対する苦情や、相談や意見があるが、どうも役場に申し出にくいとか、どこに申し出たらよいわからないという方々から相談を受け、申出人にかわって関係する役場に苦情等の内容を通知して改善してもらう、あるいは手続の方法がわからない人にはその手続方法を教えるなど、苦情の申出人と役場の中に立って苦情の解決につとめている人です。

行政相談委員は、桜井の釜　忠彦氏ですので相談がありやしたら口頭でも、手紙でも、電話でも結構ですからご遠慮なく気軽に申し出て下さい。

行政相談委員になって

釜　忠彦

今度本町の行政相談委員の委嘱をうけ担当することになりました。実は余りにも重要な仕事で、面くらっているところであります。引受けました以上は其の主旨に副って住民のためのよき相談委員であるよう心掛け努力する覚悟で御座いますので、よろしくお願い申し上げます。

ますと、長くなりますが、かいつまんで申し上げますと、各行政官庁で国民のため行政を行っておりますが、地域社会の複雑極まる生活の中での苦情を、どうすればよいのかわからない人が多いのであります。行政相談委員は苦情の言い方を知らない、出し方を知らない人々と接触して、諸種の問題を引出し、話し合い、ゆがんだ行政のひずみを正すためにあらねばならない任務者であります。然しながら行政相談制度そのものが、未だ一般に知られておりませんので、この機会に行政相談委員制度をよく理解され私達の生活が、行政の中にとけこみ、苦情者、批判者が少なくなるようにしたいものであります。意をつくしませんが、以上申し上げ御挨拶にかえます。

軽自動車も車検が必要になります

去る九月末に有線放送でお知らせ致しましたが、このたび、道路運送車輌法の一部が改正され、十月一日から軽自動車も車検を受けなければならなくなりました。

検査は、軽自動車届出証の届出年月日により、別記の通りに実施されます。

この期間内に検査を受けないと車の使用ができなくなりますのでご注意下さい。

なお、四十一年十二月三十一日以前に届出のあった車は、十月中に検査を受けなければなりません。

◎検査場―熊本市東町
軽自動車検査協会熊本事務所検査場。

（別記）▼四十二年一月一日から十二月三十一日までに届出た人は、四十八年十一月中に検査。▼四十三年一月一日から七月三十一日までに届出た人は、四十八年十二月中に検査を受けてください。

人権よう護委員

内野　田上一智
新川　山下紀代

人権よう護委員は、国民の基本的人権が侵されることのないように監視し、若しこれが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに常に自由人権思想の普及高揚に努める大事な職務であります。

漁業調整委員会委員選挙人名簿の申請について

九月一日現在で天草、不知火海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載申請書を提出いたきましたが、左記のとおり申請書に不備がありました。しかし。せっかく申請がありましても選挙人名簿に登録できないことがありますので次回から充分御注意下さい。

記

1　申請者の印鑑を押してない
2　漁業日数が書いてない
3　申請人が代表者である（法人のみ申請できます）
4　生年月日を書いてない

（選挙管理委員会）

敬弔

部落　世帯主　続柄　死亡者
中尾　農業勇七　養母　ノイ
日添　津々木アヤ子　ご父栄作
水俣市　山田　功　母　ジュエ

以上の方から町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封御寄附下さいました。謹んでお礼申し上げますとともに、故人の乙冥福をお祈り致します。